

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則（以下「旧就業規則」という。）第60条の規定に基づき、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）の教職員（公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第1項に規定する教職員（就業規則第3条第3項に定める者を除く。）をいう。）に対する退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、前条に規定する教職員が退職し、又は解雇された場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 この規程による退職手当は、その全額を現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、法令に定めがあるものは、これを退職手当から控除して支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、退職手当の支給を受けるべき者から申出があった場合には、その指定する金融機関における本人名義の預金口座に振り込むものとする。

4 この規程による退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された日から起算して1月以内に支払われなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当)

第2条の2 退職し、又は解雇された者に対する退職手当の額は、次条から第6条まで及び第8条から第8条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己都合退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の給料（(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第4条第1項第1号に規定する一般職給料表の職務の級が8級若しくは7級である職員にあつては、これらの給料表に定める額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額を給料表に定める額として計算した給料）及び給料の調整額の月額合計額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80

(3) 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 4 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した者（就業規則第 28 条第 1 項に規定する定年（以下「定年」という。）により退職した者、旧就業規則第 19 条第 3 項及び旧公立大学法人大阪府立大学教員の選択定年制に関する規程に基づき選択した定年（以下「選択定年」という。）により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）又は 25 年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で別に定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125

(2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5

(3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年若しくは選択定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第 5 条 就業規則第 31 条第 8 号の規定により解雇（以下「整理解雇」という。）された者で別に定めるもの、業務上の傷病又は死亡により退職した者、25 年以上勤続して退職した者（定年若しくは選択定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）又は 25 年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で別に定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150

(2) 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165

(3) 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180

(4) 35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 105

2 前項の規定は、25 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年若しくは選択定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第 5 条の 2 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職し、又は解

雇された理由と同一の理由により退職し、又は解雇されたものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職又は解雇（第10条第4項、第11条第1項、第15条第3項及び第19条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職又は解雇の日以前の期間及び第15条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職し、又は解雇されたことがある場合における当該退職又は解雇の日以前の期間（これらの退職又は解雇の日に教職員となったときは、当該退職又は解雇の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 教職員としての引き続いた在職期間
 (2) 第10条第1項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間
 (3) 第10条第2項に規定する場合における地方公務員等としての引き続いた在職期間
 (4) （削除）
 (5) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

（勸奨退職者又は選択定年による退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第6条 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、退職した者で別に定めるものを除く。）のうち、定年に達する日以後における最初の3月31日から別に定める一定の期間前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が別に定める年齢以上であるものに対する第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減

		額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	---

2 第5条第1項に規定する者(25年以上勤務し、退職した者で別に定める者を除く。)のうち、定年に達する日以後における最初の3月31日から公立大学法人大阪府立大学教員の選択定年制に関する規程第4条に定める選択できる定年時期に退職した者であって、その勤務期間が25年以上である者に対する第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と選択定年による退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と選択定年による退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と選択定年による退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(勸奨の要件)

第7条 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第8条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第8条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 59.28以上 特定減額前給料月額に59.28を乗じて得た額
- (2) 59.28未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に59.28から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第8条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条	第3条から第5条まで	第6条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の
第8条の2	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第8条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の第1項第2号イ	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第8条の4 退職し、又は解雇された者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（旧就業規則第15条第1項第1号から第4号まで、第6号及び第7号又は就業規則第21条第1項第1号の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）、就業規則第53条第3号の規定による停職、その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 78,750円
- (2) 第2号区分 70,400円
- (3) 第3号区分 65,000円
- (4) 第4号区分 59,550円
- (5) 第5号区分 54,150円
- (6) 第6号区分 43,350円
- (7) 第7号区分 32,500円
- (8) 第8号区分 27,100円
- (9) 第9号区分 21,700円
- (10) 第10号区分 0

- 2 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる教職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。
- 4 退職し、又は解雇された者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものに該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当の額に係る特例)

第8条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の給料、給料の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数とする。
- 3 教職員が退職し、又は解雇された場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職又は解雇の日又はその翌日に再び教職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算は、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（旧就業規則第15条第1項第6号に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算して得た在職期

間から除算する。

- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 7 （旧）公立大学法人大阪府立大学年俸制教員給与規程（以下「旧年俸制教員給与規程」という。）適用教員の在職期間は、第1項の規定にかかわらず、その期間を在職期間に算入しない。
- 8 合併前の公立大学法人大阪府立大学（以下「旧府大法人」という。）における在職期間は、引き続いて在職したものとみなす。ただし、合併前の公立大学法人大阪府立大学年俸制教員給与規程適用教員の在職期間は、在職期間に算入しない。

（地方公共団体等から復帰した教職員等に対する退職手当に係る特例）

第10条 教職員のうち、本法人の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第7条第3項に規定する一般地方独立行政法人等（以下「地方公共団体等」という。）に使用される者（以下「地方公務員等」という。）となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職（その者が更に引き続き当該地方公務員等以外の他の地方公共団体等の地方公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び教職員となった者の前条第1項に規定する教職員としての在職期間については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体等（国及び特定独立行政法人を除く。）の退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、教職員が本法人の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体等に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。

- 2 地方公務員等が地方公共団体等の要請に応じて、引き続いて教職員となるために退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する教職員としての在職期間には、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用するものとする。
- 4 教職員が第1項の規定に該当する退職をした場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合には、退職手当は支給しない。
- 5 地方公務員等が、その身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、教職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

（役員等との在職期間の通算の特例）

第11条（削除）

- 2（削除）

（役員等の在職期間を有する教職員の退職手当の額の特例）

第12条（削除）

- 2（削除）

（遺族の範囲及び順位）

第13条 第2条第1項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位にあっては、前項各号の順位とし、第2号及び第4号に掲げる者に支給する場合にあっては、当該各号に掲げる順位によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第14条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の支給制限）

第15条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当は支給しない。

- (1) 勤続6月未満で就業規則第27条の規定により退職する場合（傷病を有する者の場合を除く。）
 - (2) 勤続6月未満で就業規則第31条第1号から第4号までの規定により解雇された場合
 - (3) 就業規則第31条第5号から第7号の規定により解雇された場合
 - (4) 就業規則第53条第5号の規定により懲戒解雇された場合
 - (5) 就業規則第30条により再雇用された教職員が退職する場合
- 2 退職手当のうち、第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
- (1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
 - (2) その者の非違により退職し、又は解雇された者（前項各号に掲げる者を除く。）で別に定めるもの
- 3 教職員が退職し、又は解雇された場合において、その者が退職若しくは解雇の日又はその翌日に再び教職員（就業規則第30条の規定により再雇用された教職員を除く。）となったときは、その退職又は解雇については、退職手当は支給しない。

（起訴中に退職し、又は解雇された場合の退職手当の取扱い）

第16条 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合

において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第17条 理事長は、退職、又は解雇された者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から事情聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思科するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、本法人の運営に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差止めすることができる。

- 2 前項の規定による退職手当の支給を一時差止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を本法人の事務所の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者が、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職又は解雇の日から起算して一年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したとみなされた場合は、この限りでない。

(退職手当の額の返納)

第18条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき若しくは在職中の職務に関し懲戒による解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。

- 2 前項の規定により退職手当の額を返納させる場合には、その旨を書面により通知しなければならない。

(地方公共団体等に使用される者となった場合の取扱い)

第19条 教職員が引き続いて地方公共団体等に使用される者となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が当該地方公共団体等に使用される者に対する退職手当に関する規定又は支給に関する基準により当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

(年俸制教員給与規程適用教員の取扱い)

第 20 条 教員が、引き続いて旧年俸制教員給与規程適用教員となった後、旧年俸制教員給与規程適用期間中に退職し、又は解雇された場合は、旧年俸制教員給与規程の適用を受けることとなった直前の給料及び給料の調整額の月額合計額を基礎として、第 2 条の 2 から第 8 条の 5 までの規定に準じて退職手当を支給する。

(委任)

第 21 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置等)

2 平成 17 年 4 月 1 日に地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により教職員となった者（以下「承継職員」という。）の第 9 条第 1 項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の職員の退職手当に関する条例（昭和 40 年条例第 4 号。以下「退職手当条例」という。）第 1 条に規定する職員としての引き続いた在職期間を教職員としての在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間を本法人の教職員としての在職期間とみなす。

3 (削除)

4 平成 17 年 4 月 1 日より前の公立大学法人大阪府立大学定款附則第 2 項に規定する旧大学（以下「旧大学」という。）の職員が、退職手当条例に基づく退職手当を支給されないで、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体等の職員となるため退職し、かつ、引き続き地方公共団体等の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の第 9 条第 1 項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、第 10 条第 1 項の規定を準用する。

5 地方公務員等が、地方公共団体等の要請に応じ、引き続いて旧大学の職員となり、かつ、引き続き旧大学の職員として在職した後引き続いて地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により教職員となり、かつ、引き続いて地方公務員等となるため退職した場合において、その者の教職員としての在職期間が、当該地方公務員等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

6 職員のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて会計年度の末日に退職した者で、その日における年齢が、その者に係る定年年齢から 10 を減じた年齢以上であるものについては、当分の間、第 5 条の規定による退職手当の基本額を支給することができる。

7 教員のうち、選択定年により退職した者については、第 5 条の規定による退職手当の基本額を支給する。

8 第 8 条の 5 の規定は、前 2 項の規定を適用する場合において準用する。

9 附則第 6 項に規定する職員その他理事長が別に定める教職員が退職した場合には、当分の間、理事長が定める額をこの規程による退職手当の額に加算することができる。

10 平成 17 年 4 月 1 日より前において、旧府大法人の教職員として採用する旨の決定を通知された者（旧府大法人の成立の日の前日において国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）、地方公共団体、国及び特定独立行政法人（以下この項において「国立大学法人等」という。）の職員であったものに限る。）が、当該国立大学法人等を退職し、引き続き旧府大法人の教職員となった場合においては、当該退職に係る退職手当の支給の基礎となった在職期間は、第 9 条第 1 項に規定する教職員としての在

職期間に含むものとする。

- 11 前項に該当する教職員が本法人に在職した後退職する場合の退職手当については、この規程により計算した退職手当の額から国立大学法人等を退職した際支給を受けた退職手当の額を差し引いた額を支給するものとする。ただし、前項の規定を適用せず第2条の2から第6条まで、第8条から第8条の5まで及び附則第12項から第14項までの規定により計算した退職手当の額が、前項及び前段の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- 12 当分の間、35年以下の期間勤続して退職し、又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第12項」とする。
- 13 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 14 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に附則12項に定める割合を乗じて得た額とし、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第12項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 15 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による給料及び給料の調整額の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第8条の5に規定する給料及び給料の調整額の月額については、この限りでない。

(退職手当条例附則第55項の規定により教職員となった者の特例)

- 16 退職手当条例附則第55項の規定により教職員となった者の第9条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、当分の間、その者の退職手当条例第1条に規定する職員としての引き続いた在職期間を教職員としての在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間を本法人の教職員としての在職期間とみなす。
- 17 第5条の2第2項に規定する基礎在職期間の初日が平成23年4月1日（以下「切替日」という。）前である者に対する同条の規定の適用については、同条第3項中「減額日の前日」とあるのは、「減額日の前日（当該日が切替日以後の期間にあるものに限る。）」とすると、同条第4項中「基礎在職期間」とあるのは「基礎在職期間（切替日以後の期間に限る。）」とする。

(給料が切り替えられた職員の退職手当の取り扱い)

- 18 改正後の公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（平成23年公立大学法人大阪府立大学規程第62号。以下「平成23年規程第62号改正規程」という。）附則第2項から第4項までの規定による給料の切替えにより、切替日においてその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる場合における第5条の2第1項の規定の適用については、第5条第1項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合に該当するものとみなす。
- 19 平成23年規程第62号改正規程附則第7項及び第8項までの規定による給料は、この規程による給料の月額には含まないものとする。ただし、第8条の5に規定する給料の月額については、この限りでない。